

## 令和5年第4回大洗町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和5年12月1日（金曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第59号 土地改良事業の施行について  
議案第60号 大洗町における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例  
議案第61号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第62号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
議案第63号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例  
議案第64号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第65号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
議案第66号 大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第67号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第5号）  
議案第68号 令和5年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第69号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第70号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第71号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第72号 令和5年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第73号 4国補道改5-1-14号橋梁修繕工事請負契約の変更について
- 日程第 6 同意第 5号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 選挙第 7号 大洗町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 8 寄附の受入れについて

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹君	2番	石山淳君
3番	関根健輔君	4番	小野瀬とき子君
5番	櫻井重明君	6番	伊藤豊君
7番	柴田佑美子君	8番	小沼正男君
9番	今村和章君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	高柳成人	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	岡村正巳	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。会議開催にあたり申し上げます。

まず、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるようお願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。

なお、本日の会議出席者につきましては、タブレットの使用を許可することと併せ、職員を対象にインターネット上でのライブ配信を行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

本日は、10月15日の選挙により当選されました議員による最初の定例会となりますので、ここで自己紹介を行います。

私から自己紹介させていただきます。

議長の飯田でございます。宜しくお願いいたします。

○副議長（石山 淳君） 皆さん、おはようございます。副議長の石山でございます。4年間宜しくお願い申し上げます。

○12番（菊地昇悦君） 12番の菊地昇悦でございます。また4年間宜しくお願いいたします。党派は日本共産党です。

○11番（坂本純治君） 11番の坂本です。宜しくお願いいたします。

○10番（勝村勝一君） おはようございます。10番の一番年上の勝村でございます。党派は自由民主党でございますので、何卒宜しくお願いいたします。4年間宜しくお願いいたします。

○9番（今村和章君） おはようございます。9番今村です。宜しくお願いいたします。

○8番（小沼正男君） 改めましておはようございます。8番の小沼でございます。4年間宜しくお願いいたします。

○7番（柴田佑美子君） おはようございます。7番、公明党の柴田でございます。4年間宜しくお願いいたします。

○6番（伊藤 豊君） 6番の伊藤でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○5番（櫻井重明君） おはようございます。5番の櫻井でございます。今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

○4番（小野瀬とき子君） おはようございます。4番の小野瀬とき子です。4年間宜しくお願いいたします。

○3番（関根健輔君） 3番の関根健輔でございます。4年間宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 続きまして、執行部をお願いいたします。町長より順にお願いいたします。

○町長（國井 豊君） 4年間、4年間とは言わないんだな。ごめんなさい。来年まで宜しくお願いします。

○副町長（関 清一君） おはようございます。副町長関清一でございます。どうぞ宜しくお願い

申し上げます。

- 教育長（長谷川馨君） おはようございます。教育長の長谷川でございます。宜しくお願いいたします。
- 秘書広報課長（小沼敏夫君） 秘書広報課長小沼でございます。宜しくお願いいたします。
- まちづくり推進課長（海老澤督君） おはようございます。まちづくり推進課長の海老澤です。宜しくお願いいたします。
- 教育次長兼学校教育課長（深作和利君） 教育次長兼学校教育課長の深作です。どうぞ宜しくお願いいたします。
- 総務課長（清宮和之君） おはようございます。総務課長の清宮でございます。宜しくお願いいたします。
- 税務課長（高柳成人君） おはようございます。税務課長の高柳と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。
- 生涯学習課長（磯崎宗久君） 生涯学習課長の磯崎です。宜しくお願いいたします。
- 会計管理者兼会計課長（米川英一君） 会計管理者兼会計課長米川です。宜しくお願いいたします。
- 商工観光課長（長谷川満君） 商工観光課長の長谷川でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。
- 農林水産課長（中崎亮二君） 農林水産課長の中崎です。どうぞ宜しくお願いいたします。
- 都市建設課長（岡村正巳君） 都市建設課長の岡村です。宜しくお願いいたします。
- 上下水道課長（田中秀幸君） 上下水道課長の田中です。宜しくお願いいたします。
- 住民課長（五上裕啓君） 住民課長の五上です。宜しくお願いします。
- 生活環境課長（大川文男君） 生活環境課の大川です。宜しくお願いいたします。
- 消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 消防次長兼消防総務課長の二階堂です。宜しくお願いいたします。
- 健康増進課長（本城正幸君） 健康増進課長の本城です。宜しくお願いいたします。
- 福祉課長（小林美弥君） 福祉課長小林です。宜しくお願いいたします。
- こども課長（佐藤邦夫君） こども課長の佐藤です。どうぞ宜しくお願いいたします。
- 議会事務局長（田山義明君） 議会事務局長田山です。宜しくお願いいたします。
- 議長（飯田英樹君） ありがとうございます。

---

開議 午前 9時35分

◎開会および開議の宣告

- 議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和5年第4回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、2番 石山 淳君、3番 関根健輔君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（飯田英樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日12月1日から5日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は5日間と決定いたしました。

---

### ◎議案第59号および議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第3、議案第59号 土地改良事業の施行について、議案第60号 大洗町における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第59号 土地改良事業の施行について、議案第60号 大洗町における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、国営那珂川沿岸農業水利事業で造成された施設のうち、公共性・公益性が高い基幹的施設について、関係する8市町村が事業主体となり、共同で管理事業を実施するものであります。

次に、4ページをご覧ください。

本案につきましては、那珂川沿岸農業水利事業で造成した基幹水利施設の管理事業の施行に伴い、土地改良区の組合員に対する賦課金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収

することを可能にするため、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第59号及び60号の議案2件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第59号 土地改良事業の施行について質疑を行います。8番 小沼正男君。

○8番（小沼正男君） これはこの間、会議のなかでも私申したんですけれども、今回この土地改良事業において、大洗町も事業のほうを受けるということなんですけれども、そのなかですすね水利費2,300円がついてくるというような状況のなかで、これについて私も前回お話ししたと思うんですけれども、この2,300円について國井町長にお伺いしたいんですけど、この間申しましたように大洗町の場合は遊水池となっているという状況のなかで、御前山地区はダムができるということで無償だと。これ大洗町もそうなんですけども、水戸市においても同じような状況なんですけども、この点、國井町長どのお考えしているかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井町長。

○町長（國井 豊君） 再三にわたりましての小沼議員からのご質問、ご提言でありますけども、しっかり私どもでも議員の意を受けて、今、どういうふうな、いわゆる国・県に対して要望していったらいいかということを検討しておりますので、議員が言われることももっともな部分もありますし、また、国のほうや県のほうがいわゆる提示していることについても、全くゼロベース、ゼロベースというか全く向こうがいうことが全て理にかなっているとも思いませんし、また、しかし、全部が全部否定することもできませんので、しっかり私どもで議員ご指摘のような形で、しっかりとこの整理をして、そして私どもはもう何と言いましても大洗町としては大洗に在住される方々、また、大洗の土地を活用されて農業を営んでいる方々の、いわゆる意を受けて、そしてまたそういう方々が継続的に農業を営むことができるような環境を整えることが、私たちに与えられた使命でありますので、その視点に立ってしっかりと整理をした上で国・県の要望してまいりたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この60号ですが、賦課金の徴収ということでなっていますが・・・

○議長（飯田英樹君） 菊地議員、今、59号です。

59号、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第59号 土地改良事業の施行について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、原案のとおり決し

ました。

続きまして、議案第60号 大洗町における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 早とちりしてしまいまして、改めて伺います。この60号は、土地改良区の組合員に対する賦課金ということで示されておりますが、この賦課金と、あるいは使用料とかいろいろあると思いますが、これちょっと仕組みだけちょっと最初教えてください。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらの事業につきましては、8市町村、そして県と一緒にですね、那珂川沿岸水利事業ということで取り組んでいる事業でございまして、国のほうで今、国営で事業を完了した後に8市町村でその管理を担うものでございますけども、これについては実際に地元の負担の賦課金ということで水利費が発生するものでございます。それにつきましては、今の条例で申しますと、農家から大洗町が徴収するという流れになっているんですけども、それを今回、間にですね、土地改良区から賦課金を徴収できるようにするための一部の改正になります。

これからの流れなんですけども、農家からの賦課金については、一旦、土地改良区のほうで集めていただきまして、その集めていただいた納付金をですね大洗町のほうで徴収するというか納めてもらうというふうな流れになっているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そうだと思いますけども、この組合員さん、農家の方ですね、これが例えば賦課金を払えなくなっちゃったというような場合ですね、例えば農業をやめるとか、あるいは農産物が価格が低迷しちゃってとても水代が払えないと、賦課金を払えないというようなことも出てくることもあり得ると思うんですが、その点はどういうふうに想定されているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 再度の質問にお答えしたいと思います。

基本的にはですね、この那珂川沿岸土地改良区につきましては、組織的には8市町村と、あと加えて、那珂川沿岸に属する土地改良区のほうで組織した那珂川沿岸土地改良区というものがありまして、その那珂川沿岸土地改良区のなかで徴収のほうをお願いすることになります。そのなかではですね、8市町村も加わっておりますので、8市町村と一緒にですね那珂川沿岸土地改良区のなかで徴収のほうの努力を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） ちょっとお答えがね、ちょっと私の質問とはちょっと離れているようなお答えだったんじゃないかと思うんですが、賦課金を払う方、農家の方ね、農家の方が農業をやめた場合とか、今、説明されたように組合員さんから徴収するのを、その直接から土地改良区から直接今度は町が徴収するようにするんだという話でしたけども、その末端の農家の方々がやめてしまったら徴収できないわけですよ。この場合は、どういうふうになっていくのか、その仕組みですよ

ね。それ今さっき聞いたんです。

もう一つは、今現在、もう自分で水を汲み上げて使っている方いると思うんですね。これが一体どうなるのか、それでも賦課金としてはかかってくるのかもしれないけども、使用料としてそれが払うことはないと思うんですが、その辺の仕組みがね、どうなっているのか伺います。

地下水を使っちゃいけないという、そういう仕組みになっているのかも含めてですね、伺います。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 再度の質問にお答えしたいと思います。

仮にですね、耕作している田んぼがありまして、その田んぼを耕作しなくなったらっていう場合のケースにつきましては、これに限らずですね、例えばなんですけれども、その水田の隣の方に耕作をお願いしてもらおうような、あっせんというか、そういったことの相談というのは、農業委員会だったり農林水産課のほうで相談を受けながら、どなたかその田んぼを耕作する、担う方を探しまして、その方について耕作をしてもらって、それでその水利権というか、水利費というか賦課金を納めてもらえるようお願いをすることになると思います。

あともう一つの質問については、再度もう一度お伺い・・・。

○議長（飯田英樹君） じゃあ改めて、12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今現在、ポンプアップして地下水を水田に活用されている方がいますよね。

そういう方は、これからはどういうふうな、汲み上げちゃいけないとかね、そういうふう切り替わっていくのかどうか、そういうことも伺います。あるいは、これは地下水を使ったほうが安上がりだというふうになってくれば、あえて那珂川の水を使うこともないわけですけども、そういうことも含めてどうなっていくのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 再度の質問にお答えしたいと思います。

那珂川沿岸水利事業の受益地なんですけれども、大きく三つありまして、向谷原地区と大貫地区と神山地区ということで、基本的にはですね地下水を使っているところの一つございます。こちらにつきましては、地下水を使っているところに加えて、ただ、今回の那珂川沿岸の用水については、地下水だったりため池だったり、そういったことが枯渇した場合に備えての安定的に用水を供給するということの事業でございます。今年もですね、大貫地区については、天候のなかでため池の水が無くなってしましまして、水不足ということの対応に迫られたところでございます。そういったこともありまして、地下水だったり天候によって水が無くなるということが想定されますので、そういったことがないようにこの事業を進めていくということが一つの大きな目的になっておりまして、そういったことも踏まえまして、地下水だけではなくて那珂川の用水を加えまして安定的な農業の用水を確保するということが目的で進めていきますので、そちらの地下水を使う方についても、この那珂川沿岸のこの用水の水を供給するということの仕組みの中で賦課金については納付のほうをお願いするということになると思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。10番 勝村勝一君。



○10番（勝村勝一君） 課長、すいません、ちょっとね、文言のなかで60号のね2条中、「かかる」を「係る」に、その後の「現金」を「現品」に改めるとありますが、これ水田なんで、うちは農業委員会にも関わってますけども、現品ということは、米でも納められるってことですか。こちらの第3条ね、新たになった場合の第3条「土地改良事業に関わる金銭夫役又は現品の賦課の総額は当該年度において当該土地改良に要する経費の」とありますが、現金ではなくて現品でもよろしいんですか。そういう解釈がとれるんですが、ご説明をちょっとお願いしたいんですが。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 勝村議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の「現金」をですね「現品」というふうにする改正の内容でございますけども、こちらにつきましては、この条文のなかでの誤字になっておりまして、その誤字をですね改める改正でございます。5ページですね新旧対照表のとおり、3条にですね、金銭夫役又は現品ということで改めるんですけども、これが一つの大きな語句になっておりまして、おっしゃるとおりですね、この金銭夫役又現金ということの意味でございますけども、こちらにつきましては土地改良事業特定の公益の事業におきまして、法令的にですね農家の方、町民の方が負担する場合はですね、金銭か、もしくは労働か、もしくは物品かということで表す語句でございます。土地改良事業につきましては、こういった語句を使うということになっておりまして、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） あんまり理解できないんですけども、現金だったのに、わざわざね現品に変える必要はないかなと思ってますし、それは今までの文言のなかの、きっと別な部分でも現金か現品でよろしいよという話もきっと前からあったんじゃないかなと思ってますけども、そこら辺のあれって、改めて変えなきゃならないのかなと思うんですけど、どうですか、そこら辺のご見解は。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 再度の質問にお答えします。

こちらにつきましては、現金を現品に改めないとですね、現金と先ほどの金銭が同じ意味になってしまうんですね。ということで、一つの語句として「金銭夫役又は現品」というのが一つのワードになっていますので、そちらを正しく改正するというところになっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） わかりました。普通の民間の会社の文言のなかでは、本当だと現金か現品ということで、きっとやると思うんですけど、これ一つにまとめる必要なかったかなと思います。現金の後ろに現品と入れれば、それで済んだかなと思いますけども、これ、国の制度だからなかなかそういうことは、いろんな部分で文句言えないかもしれませんが、そういう文言でもよかったかな。現金を改めて取る必要はなかったかなと思いますけども、最後の質問でちょっと、あれば。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 再度の質問にお答えしたいと思います。

土地改良事業の語句ということで、一般的な語句ではないかもしれませんが、この法令上で使っている、大洗町だけではなくてですね、広く全国的に使っているというこの語句でございますので、この語句を使いながら条例の改正をしていきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） ほか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 大変申し訳ありません。今の件でもう一度確認だけしたいんですが、夫役又は現品という形になっている、この言葉自体は何を表すのでしょうか。取りあえずですね、まあ言ってる、答弁いただいた内容はよくわかりますよ。些末なことかもしれませんが、非常に読んで、ちょっと時代背景に合わない条例なんだなと。これを例えばですね、国がこういう法律があるので準法としてこっちも条例化しますというのはわかるんですよ。でも、それを咀嚼した場合に、この二つというのは何を指して、実際にそういったことがあったのでしょうか。そこだけ、一点だけお尋ねして終わりたいと思っております。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 坂本議員の質問にお答えしたいと思います。

実際にですね、こういうことがあったかということの質問だと思うんですが、実際に土地改良区のなかで、賦課金のなかで、労働だったり物納ということはございません。

ただしですよ、ただし、農家の貸し借りのなかでお金で納めてもらうのか、それとも実際のお米で納めてもらうかっていうことは、実際にあります。ということも含めて、まだ農業というかそういったことにつきましては、物納というか、そういったことの慣習というかそういうようなものは残っているということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 8番 小沼正男君。

○8番（小沼正男君） この現品という意味がよくわからないんですよ。土地改良事業のなかで金銭以外には納めるものは私は無いと今まで思っていました。課長が言ってる話の現品は、これは農家間同士の貸し借りの問題の話であって、この場合には米で払うのを現品と。お金で払うのを現金という話で。土地改良事業のなかで改良区が農家から徴収するに品物で納めたという事例は今まで私は無いと認識しているんですけど、どうですか。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 小沼議員の質問にお答えしたいと思います。

小沼議員のおっしゃるとおり、土地改良区のほうで賦課金として農家から納めていただく場合については、金銭ですね、お金だけで、実際にその物納だったりというのはございません。以上です。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第60号 大洗町における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第60号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第61号および議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第61号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号 大洗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第61号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号 大洗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

7ページをご覧ください。

議案第61号につきましても、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑み、職員の給与を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、基本給においては、若年層に重点を置き、給料表を平均1.1%引き上げるとともに、期末手当および勤勉手当の支給割合をそれぞれ年間0.05カ月分、合計0.1カ月分引き上げるものであります。

次に、37ページをご覧ください。

議案第62号につきましても、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、常勤特別職の期末手当の支給割合を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当の支給割合を、年間0.1カ月分引き上げるものであります。

以上、議案第61号および62号の2件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第61号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 物価高騰が続いてですね、実質賃金が長期にわたって、18カ月連続でマイナスというようなことが言われておりまして、わずかではありますが給料、期末手当が引き上げられるということは良かったことだと思うんですが、しかしながら、実質賃金というのは、ピーク時、

30年前の水準じゃないかとも言われるぐらいの状況ですよ。この提案された資料のなかで給料表が出てるんですが、このなかでね、女性の職員の賃金、男性の職員の賃金、これは示されていないわけです。女性の賃金が男性の賃金よりも低いと、こういうふうに言われているんですが、大洗町ではどのようになっているのか、大体の大まかな、どのぐらいの差があるのかということが、差ですよ、男女の差、これが情報公開されているということでありますが、実態的にはどういう状況なのか伺います。そこまでで聞きます。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

基本的に男女の給与差はございません。給料表は、男女共に給料表を使っておりますので、男女で差が生じているということとはございません。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 県内のね、ある自治体の例見ると、女性のほうが8割ぐらいとかね、そんな状況なんですよ。これは、その情報はちゃんと公開しなきゃいけないというふうに法律で定められましたよね。ですから、大洗町の情報公開の、その職員の男女の差の情報公開をきちっと出していないのかということでありまして。その点をもう一度確認します。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

繰り返しになりますけども、少なくとも大洗町にとっては、男女共、同じ給料表を使っておりますし、給与の水準ですとか職員数というのは、ホームページ等でちゃんと公開しておりますので、男女の給与差というものは、基本的に同一労働、同一賃金という原則に基づいて、私と一緒に入った者はずいぶん、私と同じ給料表に準じて給与を支給しておりますので、少なくとも我が町においては男女の差というのは無いというふうに認識しております。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） だから、実態的にはそういうふうに行われているんだけど、市町村の公表した資料によれば、明確に女性のほうが低いという数字が示されてるんですよ。だから、それを公表しなさいと国が決めて、今年の6月ぐらいからこれ始まっているんですよ。だから公表してくださいと。資料を出してください。ホームページじゃないんですよ。ちゃんと出すべき資料として、定められた指標に基づいて出してくださいという、こういう要望です。今、2回目だよ。

○議長（飯田英樹君） 3回目です。

○12番（菊地昇悦君） 3回。3回目なところで、それでもう一つはね、勤勉手当について伺います。勤勉手当の在り方っていいですかね、この期末手当の査定といいですかね、その給料の査定といいですか、その比率ってというのはどういうふうな重きを置いているのかということをお伺いします。今日のテレビで地方公務員がね、非常に自殺者がどんどん増えていると。過重な労働時間、長時間の労働時間によって鬱病を発症して大変深刻な状況だというようなニュースが流れていましたね。これが例えば勤勉手当に由来するのかわかりませんが、無理して頑張らなければならないと

というような立場に追い込まれちゃって頑張っていると。それが評価されて、あなたはよくやっているというふうなことになってはならないと思うんですね。勤勉手当のこの、要するに成績主義といますかね、そういうことに結びついていっちゃって、そういう自殺者を生み出すというような、あるいは離職ですね、離職、こういうことにもつながっていくということは、公務労働をやりたいという思いを、そういう魅力無くしてしまったということにもつながってくるんで、大洗町ではこの勤勉手当の在り方どうしているのかということです。

もう一点は、再任用の職員ですね、こういう方々に対しても成績主義を適用しているのかどうか伺います。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

勤勉手当ですけども、要は民間でいうところの成績によって賞与が変わるというようなものでは、考え方としては民間と一緒にございます。ただ、時間外手当とここは区別していただかないとならないと思うんですけども、時間外で働いたものに対しては時間外手当を支給しておりますし、勤勉手当の考え方としては、直近の6カ月ですね、基準日が今回でいえば12月1日ですから、直近6カ月において、例えば欠勤があったとかそういうものに関しては、ちゃんとその違反した率によって勤勉手当は削減していきますよと、これはちゃんと出勤してですね、これちゃんと仕事してれば100%のパーセンテージで勤勉手当は支給されます。ましてや成績が、業務がですね、非常に優秀であると、町にとってですね非常に大きい利益を与えた職員に関しては、それは我々がですね町長とも相談した上でですね、勤勉手当の率を上げるということもありますし、逆に成績のほうが人事評価等でですね、著しく劣るといふ職員に関しては、同じように私どものほうでは、この勤勉手当に反映するケースもあるであろうと。最近私どものほうで事業のですね、仕事の成績が悪くて勤勉手当を減らしたという事例は、ここ、私の記憶では無いですけども、勤勉手当というのはそういう性格のものであるというふうにご理解いただければというふうに思います。

あと、再任用職員につきましても、ちゃんと人事評価のほうはしておりますので、そこも勤勉手当のほうに反映していくという面では、一般の職員と同じだというふうにご理解いただければと思います。宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） だから再度お願いしました情報公開に関する資料は出していただけなのか、出していただけかという質問自体がおかしいと思うんですけど、出しますか、出しませんかということですか。

○議長（飯田英樹君） 改めて、総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

もちろん町のホームページで公表しているものは、当然資料として公表するのも当たり前でございますので、公表はしていきたいというふうに存じます。

議員がおっしゃってるのはあれですかね、全職員に係る情報とかっていうのの公表という意味で

の男女の差という意味なんですかね。そこはよく、男女の差というのは、給料表を男女が違う給料表を使っているという意味なのかどうか、ちょっと私にはちょっとそこが理解できなかったんですけども、少なくとも男女とも同じ給料表のなかで支給をしているというところでは、男女の差はそういう意味では無いというふうに認識しておりますので宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） ちょっと一回休憩します。

（午前10時09分）

---

○議長（飯田英樹君） それでは再開いたします。

（午前10時12分）

---

○議長（飯田英樹君） 5番 櫻井重明君。

○5番（櫻井重明君） 菊地議員もおっしゃってたんですけども、今の物価高騰であったり、そういうので本当に職員の皆さんの賃上げというのは大変喜ばしいことであるといったのを前提におきまして、全体としてこれぐらいの割合が上がることで、町全体の今回のこの負担といいますか、一年度でどのぐらいになるのかなというのを、ちょっと参考程度に教えていただきたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

先ほど提案理由にもございましたとおり、平均改定率1.1%ということでございまして、提案理由にもありましたとおり、若手ですね、若年層に重点を置いた給与改定がなされているというのが今回の人事院勧告でございます。例えば1級ですね、若者の者は5.2%、2級の者は2.8%というように、若年層に重きを置いた人事院勧告というふうになっております。

総額で申しますとですね、給与手当等を含めまして約2,400万程度の増額というのを見込んでいます。前回、去年の給与改定のほうが0.3%で、私の記憶だと600万か700万のプラスだったと思いますので、これは今年1.1%ですので3.何倍の人件費の増というふうなものが見込まれるところでございます。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 5番 櫻井重明君。

○5番（櫻井重明君） ありがとうございます。参考程度に、物価上昇率っていうか、それって何%ぐらいとかってデータが出てますか。そこには沿ってきてるんですか。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

この人事院勧告ですが、民間の約1万2,000社の4月分の給与を人事院のほうで調べまして、その民間との開きを今回、人事院勧告が出すということでございますので、そこに消費者物価指数ですとか、その経済指標が含まれているかどうかというのはちょっと不明なところもございますけども、

当然、民間の賃金というのは、間接的にはですね物価上昇率とかそういうものを勘案して民間の賃金が上がっていることを思えばですね、考え方のなかの一つには人事院も間接的ではございますけども、含んだなかでの給与改定というふうに理解しております。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） ほか、ありますか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） いろいろな質問が出ましたけども、私は一点だけ確認したいのはですね、毎回思うんですが、施行に関し、必要な事項は町規則で定めることになってます。町規則をちょっと教えていただきたいんですが。これは変な意味で私言うんではないんですけども、上げる時は遡って、下げる時は当期からという形が過去にあったかと思うんですが、町規則ってどのようになっているかお尋ねしたいんですが。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告の議案にもございますけども、施行日がございます。この議案は1条改正と2条改正というような仕組みになっておりますけども、1条改正については12月分で調整して、賞与の分はですね、12月分で調整すると。給料表については、4月1日まで遡りますよというような内容なわけなんですけども。2条については来年4月から平準化してやりますというようなパッケージですけども、この施行日ですね、が問題で、じゃあ4月まで遡って増やすのが今回ですけども、じゃあ減額された時の施行日がいつなのかというところがポイントになりますので、これが減額された時も今年の4月1日まで遡りますよっていうものであれば、それは遡って減額しなければなりませんし、その施行日がいつかっていうところが問題になってくるので、この人事院勧告の趣旨に従ってですね、遡って下げなきゃならないものは遡って下げるし、遡って上げなきゃならないものは遡って上げるというようなことですので、そういう意味でご理解いただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 十二分にご理解はしました。ただ、一つですね、この町規則で定めるということになってるので、その町規則自体が人事院勧告に準じてその時に全部、毎回変わるということの認識でよろしいですか。この一点だけ確認して終わります。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

当然、言ってみれば私どもの給与条例の上位法でございますので、当然規則もその上位法に従って規則が制定されるものと認識しておりますので、ある意味、上位法とはイコールというような運用でございますので、ご理解いただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第61号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第61号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第62号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第62号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第62号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第63号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第63号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

40ページをご覧ください。

本案につきましては、印鑑登録証明書等の各種証明書のコンビニ交付において、マイナンバーカードだけでなく、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明を使った本人認証手続きが可能になることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、申請手続に関する規定について、マイナンバーカードを用いた方法のほかに、スマートフォンを用いた方法を追加するものであります。

以上、議案第63号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第63号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。



○11番（坂本純治君） 非常に便利になるということは、町民、国民にとってもいいことなんです  
が、セキュリティの問題でちょっとお尋ねしたいんですけども、いわゆるそのスマートフォンから  
直接読み込んで、バーコードなのかQRなのかわかりませんが、それで証明書が出せるという  
こと。このセキュリティの問題と、そのセキュリティと総合して発行するところはどこが発行して  
いくのかという、町が母体になるのか、国が母体になって町がそこに登録するのか、このあたりは  
どのようなフローになっているかお尋ねしたいんですが。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

こちらの改正でございますが、今年5月より、マイナンバーカードのICチップに搭載されてい  
る電子証明書をスマートフォンに読み込ませ、マイナンバーカード無しで、スマホだけで様々な  
サービスが段階的に進められております。今回、これをスマホ用電子証明書搭載サービスといた  
しますが、12月末より各種証明書のコンビニ交付にも利用できるようになりまして、この条例の改正  
の内容というのは、端的に申しますと印鑑条例にスマートフォンの法的名称である「移動用端末設  
備」という文言を加えて対応させるというものでございます。

セキュリティのほうなんです、まずスマートフォンにマイナポータルって皆さんご存知かと思  
うんですが、そちらのほうでこのICチップの内容を登録いたしまして、これ初回そういったこと  
をやっただいて、マイナンバーカード無しでコンビニ交付が、マルチコピーを使って行える  
というものでございます。スマホのほうのセキュリティというのは、マイナンバーカード、通常4桁  
の暗証番号ですとか6桁の暗証番号というのはあるんですけども、スマホ用電子証明サービスを利用  
しますと、またスマホ用に4桁の暗証番号と6桁の暗証番号をご自分でまた新たに考えなきゃな  
らないということになります。データのほうは、マイナンバーカード何でもそうなんですけども、  
一旦、J-LISというところに間違いなくこの方はこのマイナンバーカードの4情報のとおりの  
方ですというふうに証明を出して、そこから、住民票でいえば役場のほうにデータを呼びに来て、  
コンビニのほうで印刷されるという流れでございます。

○議長（飯田英樹君） 5番 櫻井重明君。

○5番（櫻井重明君） 今のご説明を伺ってですね、もともと前提として、マイナンバーカードが無  
いとスマホのものは登録できないということでもよろしいんですか。それプラスもう一問ついでに、  
取れるものってというのは、印鑑証明書等と書いてあるんですが、今のマイナンバーカードとほぼ同  
じものという認識でよろしいのかの二点、お願いします。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 櫻井議員のご質問にお答えします。

こちらマイナンバーカードを取得してないと、このサービスは利用できないというものでござい  
ます。

コンビニでとれる証明については、マイナンバーカードと同様に住民票と印鑑登録証明書と所得  
証明と課税証明書がとれるということでございます。

ちょっと大事なことを言わせていただきたいと思いますけども、こちらですね、今のところ対応しているスマートフォンがAndroid9.0以上のOSを搭載しているもので、AppleのiPhoneにつきましては、現在、政府のほうで交渉はしてるんですが、今のところ対応は未定ということになっております。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） ほか、ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第63号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第64号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第64号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

42ページをご覧ください。

本案につきましては、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める際に従うべき基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、引用条項について整備するものがあります。

以上、議案第64号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第64号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ちょっと読み込んでないところも、ちょっと私の反省なんですけど、かいつまんで、もっと簡単にですね、具体例を挙げてお尋ねしたいんですけど、答弁お願いしたいと思えます。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

今年4月より、こども家庭庁が設立をされまして、保育でありますとか母子保健事業など、数多くの子ども子育てに係る政策が移管をされるとともに、関係法令の整理が行われたところでございます。それを受けまして、関係法令を引用しております町の条例につきましても整備を行う必要性が生じている、こういった状況でございます。

今回の改正の主なポイントというところでご説明させていただきますと、大きく二つございまして、43ページから44ページの新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思っております。

まず、一つ目でございますが、こども家庭庁の設立に伴いまして、同条例の第15条と第44条に「厚生労働大臣が定める指針」とありましたものを「内閣総理大臣が定める指針」と改めるものでございます。

もう一点としまして、この条例の第35条としまして、特別利用保育、また、36条としまして、特別利用教育につきまして、それぞれ定めておりますが、今回35条にあわせまして36条に対しましても読み替え規定を行うものでございます。

また、この特別利用保育、特別利用教育というのは何なのかということでございますけれども、例えば幼稚園にお子さんをお預けをしたいというような要望があっても、地域によっては幼稚園が地域内に無いというような地域があるというところで、そういった場合には、その代替えといたしまして保育園が利用できると。また、その逆に、保育園に通わせたいけれども保育園が無いという時には、幼稚園がそういったもののお預かりをするというところで、地域のなかで施設を活用しまして、幼稚園と保育園とお互いのニーズを補完し合いますというようなものでございます。こちらは平成27年の時に、こども・子育て支援新制度が始まった時に、そういった形で幅広くニーズを受けるということを国のほうで定めたものでございますけれども、大洗町におきましては民間の認定保育園施設3園のほうで平成27年度の時点で認定こども園になっておりますので、実際においては特別利用保育、教育の利用ということでのニーズは今のところございません。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。よくわかりました。理解できました。

一つだけ、もう一つお尋ねしたいのはですね、いわゆる大臣から総理大臣に代わったということ。いわゆる省令から法律として全部に当てはまるという、そういう見方でよろしいんですか。その文言の違いではなくですね、いわゆる省令から法律に格上げになったということでもよろしいんでしょうか。そこだけお尋ねしたいと。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 坂本議員の再度のご質問にお答えをいたします。

まさにそういった形で我々のほうも読み取っておるところでございます。今回の条例改正に至った経緯としまして、県のほうからそういった形での通知がまいっておりましたので、今回の議会に議案として上程をさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第64号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第65号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第65号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

45ページをお開きください。

本案につきましては、地方税法等の改正に伴い、産前産後期間の国民健康保険税の免除制度を設けるため、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税について、単胎妊娠については4カ月間、多胎妊娠については6カ月間免除するものであります。

以上、議案第65号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第65号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第65号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第65号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第66号 大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第66号 大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

51ページをご覧ください。

本案につきましては、不適正な残土の搬入を抑制し、土壤汚染や災害発生を防止するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、土地の埋立て等の許可面積についての下限撤廃による管理の徹底化や、近隣自治体とのバランスを図り抑止力につなげるため、罰則を強化するものであります。

以上、議案第66号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第66号 大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） これはいろいろな埋め立て地の崩壊とかそういったものからのものなのかなというふうに思っておりますけども、現町というか私たちの町大洗町のほうで、ここに該当するような事案が過去にあったのかどうか。さらに、これからもそういう場所が考えられるかどうか、そこの二点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員のご質問にお答えいたします。

この条例はですね、基本的にいろんな法令がありますけども、それに該当しないもので土砂等を持ってきて埋め立てだったりをする場合の条例になるんですけども、最近ですと大体申請というのは年に1件あるかないかぐらいの状況です。なので、土砂の埋め立ての場所はですね、その申請の状況によって違いますので、ここであるかないかというのは言えるようなものではございません。

今回の条例の改正としましては、大洗町が今までは500平米までは届出が必要じゃなかったんですけども、それを撤廃することによって不適正な残土を防止するというような趣旨でございます。

以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。いわゆる500平米の決まりというものなんですけども、これはどんな小さいところでここに適用というか適してしまうと。そこを管理するのは、どなたが管理をして、そういう不適正なものを誰がチェックするのか、そのチェック体制だけお尋ねしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 500平米、今、撤廃と言いましたけども、適用除外といいまして、この法令に条例に該当しないというのが基本的に規則のほうで適用除外の規定としてあるんですけども、例えば家庭でちょっと土持ってきたとか、駐車場の管理とかで必要なものを、それで持ってきたとか、基本的にそういうものは必要なくて、先ほども言いましたけども、ほかの法令に該当する場合は、この条例の申請は必要ありませんので。

あと、チェック体制でございますけども、それはもう日頃から見ているしかないのかなど。あとはいろんな情報、あそこでこういうのがあったよとかっていうのとかですね、そういう話も聞く時もありますので、そこは日頃から目を光らせてやっていきたいということでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） こういう盛土とかね、埋め立てとか、特に盛土に関して言えばですね、全国的なニュースなんか見てみますと、住民が何か始まったなど。土砂が運ばれてくるなどって、その間に、みるみるうちにもう何メートルも積み重なって、どうにもこうにもなくなっちゃったというようなことが大きなニュースになりますよね。これ、こういう問題が、もっと早く気が付ければというのがいつもコメントで出るんですけども、こういうことが未然に防止できるか、そういうふうに捉えていいのかどうか伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員のご質問にお答えいたします。

未然に防止できるかということでございますけども、そのための今回の条例改正でもございますので、先ほど申しましたけれども、ほかの課とも、実際ある場合はですね、横の連携なんかでこういうのがあったよなんていう話も聞きますので、そういう時は必ず現場に伺って対応するようにしています。

あとですね、県のほうもですね、5,000平米以上が県の届出になるんですけども、5,000平米未満についても市町村と協力体制をもってやるということで、今、大変動いていただいておりますので、県のほうにも、現役の警察の方が来たりとかして、その辺は横の連携を今、実際、密に行っておりますので、そういうので対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これまでもね、そういう監視体制といいますかね、そういうのはやってたと思うんですよね。是非強く監視して欲しいと同時にですね、罰則を強化したと言っておりますが、1年以下の懲役とか50万以下の罰金とかね、これはそれほどひどいことをやりながら50万円以下の罰金払えばね、それで終わりというようなことでは、これいくらでもやっていいような、悪質業者

ですから、有り得ますよね。問題は、やっぱり現状復旧だと思うんですよね。元へ戻すということが何よりも必要なんだけど、それがこの条例、これまでの条例のなかできちんと整っているのかどうか。最も厳しいのはそれだと思うんです。伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員の再度のご質問にお答えいたします。

罰則についてはですね、今回ですね県内の状況も全部見まして、県内で今回の改正で一番重いなような状況になっております。また、罰則ですので、検察庁との調整が必要ですので、これは検察庁のほうとも調整しまして、このような形となっております。

現状復旧の問題でございますけども、これはもう、とにかくもう入れさせないというのが基本的にありますので、今回の条例改正で、実際にもし始まった時にも、その都度報告を求めるような規定であったりとか、あと、途中であっても状況を報告させるとか、そういうことも可能なような規定を設けておりますので、そういう形でやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第66号 大洗町土砂等による土地の埋立て等の規定に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、原案のとおり決しました。

---

○議長（飯田英樹君） ここで休憩いたします。なお、会議再開は午前10時55分を予定いたします。  
(午前10時43分)

---

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

---

#### ◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第4、議案第67号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第67号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和5年度大洗町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,679万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億5,960万9,000円とするものであります。

あわせて、繰越明許費を地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定するものでございます。

5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費につきましては、今回の補正予算にも計上しております「子ども・子育て支援事業計画策定事業」につきまして、事業期間が令和6年度にまたがることとなったため、翌年度に予算を繰り越して使用できるようにする措置をするものであります。

9ページをお開きください。

次に、歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

1款議会費をはじめ各款に共通する補正内容といたしまして、各款に計上する給料、職員手当等及び会計年度任用職員関係の人件費につきましては、制度改正等による増減調整でありますので、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

はじめに、2款総務費総務管理費の財産管理費からご説明させていただきます。

委託料の「急傾斜地対策検討業務委託料」につきましては、町有地の急傾斜地を対象に、地質調査および測量等を実施し、土砂災害等対策工事の必要性および手法を明らかにするため、1,380万5,000円を追加計上するものでございます。

次に、10ページをご覧ください。

中段にあります「通信ネットワークシステム整備事業費」につきましては、職員および新規採用職員等が使用する端末に不足が生じているため、10台を新たに整備する経費として、備品購入費205万1,000円を追加計上するものでございます。

秘書広報費の委託料につきましては、儲かる地場産業のまちづくりを実現することを目的に、包括的なプロモーション施策を展開するため、「大洗町プロモーション事業委託料」として5,000万円を追加計上するものでございます。

財政管理費につきましては、令和6年度より公会計システムに電子決済を導入するため、初期導入委託料として55万円を追加計上するものでございます。

11ページにお進みください。

徴税費の賦課徴収費につきましては、令和6年度からの森林環境税の徴収にあたり、住民税システムを改修する必要があるため、委託料77万円を追加計上するものでございます。

下段の戸籍住民基本台帳費の委託料につきましては、令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、マイ



ナンバーカードへの氏名の振り仮名およびローマ字の表記を追加する必要があるため、住基および戸籍等の関連システムを改修する経費として969万1,000円を追加計上するものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

中段の3款民生費障害者福祉費の委託料につきましては、障害者福祉サービス等の報酬改定に対応するための費用として、システム改修委託料33万円を追加計上するものでございます。

扶助費につきましては、障害児給付および地域生活支援給付のサービス利用者数が増えたことにより、1,700万円を追加計上するものでございます。

障害者福祉費国庫負担金等過年度返還金につきましては、令和4年度の実績に基づき、国へ返還するための費用といたしまして301万5,000円を追加計上するものでございます。

続きまして、13ページへお進みください。

国民健康保険特別会計繰出金の329万9,000円の減額と介護保険特別会計繰出金の82万円の追加につきましては、人件費の制度改正等による繰出金の調整でございます。

続きまして、下段の児童福祉総務費の「子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料」につきましては、繰越明許費でも触れさせていただきましたが、9月補正予算にてニーズ調査の委託料を計上しておりますが、関連性の高い計画策定業務も合わせて委託し、合理的に事業を進めるため、353万1,000円を追加計上するものでございます。

14ページをご覧ください。

中段の4款衛生費保健衛生総務費の「救急医療二次病院運営費補助金」につきましては、茨城県二次救急医療圏水戸地域内の救急医療二次病院に対して、重症救急患者の医療の確保に要する経費の一部を関係する11市町村で補助するもので、令和5年度は大洗町が事務局となっており、各市町村からの負担金を財源に「救急医療二次病院運営費補助金」として支出するため7,829万3,000円を追加計上するものでございます。

17ページをご覧ください。

上段の9款消防費消防施設費の「埋蔵文化財発掘調査業務委託料」につきましては、新消防庁舎の建設予定地におきまして、基本設計業務により埋蔵文化財の発掘面積が確定したため、委託料1,515万円を追加計上するものでございます。

18ページをご覧ください。

11款災害復旧費農林水産業施設災害復旧費の「夏海地区農道災害復旧工事請負代」につきましては、9月8日の台風13号で被災した農道の復旧に要する費用として、工事請負費120万円を追加計上するものでございます。

最後に6ページにお戻り願います。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、分担金および負担金7,811万7,000円、国庫支出金1,740万7,000円、県支出金400万円、繰入金5,000万円、繰越金7,131万7,000円、諸収入595万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億2,679万8,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第67号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第67号 令和5年度一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 9ページの財産管理費委託料についてお伺いをいたします。

まず、全協でですね、いろんな説明がございまして、この墓地山古墳に関する急傾斜地の整備に関する調査費ということでお伺いしています。

まず一点確認したいのは、この部分が茨城県土木事務所のほうから土砂災害警戒区域の指定がされているかどうかということを確認します。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

当該区域につきましては、指定を受けておりません。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 指定を受けていないということで、昨今の多分、気候変動による大雨によって水の流れ等の変化で、多分土砂が崩れてきてるんだろうというふうに思います。

町のなかに土砂災害危険区域、災害警戒区域ですか、が県のほうから指定されている箇所が町内で12カ所ございます。磯浜町に5カ所、大貫町に5カ所、夏海の神山町に2カ所ということになりますけども、今回この坊主山古墳の件については1,380万の予算をつけて、ここを調査するということですが、その他のこの土砂災害警戒区域の県について、町としてどのように今考えているのかお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員のご質問にお答えいたします。

今ですね土砂災害警戒区域ということでございますが、石山議員おっしゃったようにですね、町内に12カ所ございます。こちらはですね、土砂災害防止法というもので規定されておりまして、県のほうで指定するという事になっております。

こちらの法律としましてはですね、概要としまして、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域についての危険の周知、警戒避難体制、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものですということでございますので、この法律に関しましては、ソフト対策として早めの避難を促すとか、町としましては、そういうふうに行っていきたいと思っております。

またですね、こちら参考までに、県のほうで指定しておりますので、県全体で言いますと4,000カ所以上、この土砂災害警戒区域ということで指定されている状況となっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 今、説明がございましたけども、この間も國井町長のほうから町内でこのほ

かに900カ所ぐらいこういう危険な箇所があるということで、大分この坊主山古墳の新町の件についても1,380万のこれ、工事じゃなくて調査費においてこのぐらいの金額がかかるわけですから、大変なこれ金額が、多分予算が必要になってくるということになりますけども、一つその県のほうからこの指定を受けてる12カ所について、やっぱりその危険、今のこの天候から考えると、今までの水の、雨の雨量と全然違うので、やっぱりその危険が伴うようなことになりかねないというような懸念がありますから、何か災害が起きてからではやっぱり遅いので、何かやっぱり県と町とで連携し合いながら、何か対策を考えていかなければならないのかなというふうに思います。

この間の全協で私ちょっと申し上げたと思うんですが、これ、所有者がわかっている場合には対策のたてようというかね、そういうものはあると思うんですが、所有者がわからないというような土地については、どうしたらいいのかなと。緊急課題として町のほうでも考えるというような町長のこの間、答弁がありましたけども、この所有者がわからない、でどうするかということですとストップしちゃったんでは、やっぱりいつ災害が起きるかわからないので、何とか町のほうで対策をして欲しいというようなことになりますけども、その点を生活環境課の大川課長にお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員の再度のご質問にお答えいたします。

所有者不明土地ということでございますが、先ほどはですね土砂災害防止法ということで説明させていただきましたが、所有者が誰であれですね、やはり危険な区域はあるということで、そこは対策をもちろんとすればとる必要があるかと思いますが、そこはですね、あと、法律でですね、あと急傾斜地法というのがございまして、そちらのほうでその急傾斜地に指定されますと、またその場所もですね数多くありますので、そこで全部本当にじゃあ対策がとれるかということ、そこでとれるとは言い切れませんが、そこで指定されているところで、順次ですね対策をとっていくような形になるかと思います。実際ですね、町内でもそういう崖があるところで、擁壁が、大分前になるんですけども、擁壁があるところがあるかと思います。これについてはですね、この急傾斜地法のほうで国か県がやったものと思われまので、今後もですねそういうようなので対策がとれるようですね、県等ともですね連絡取り合いながらですねやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） ただいま生活環境課長のほうから急傾斜地法のお話ございまして、こちら今、6月の大雨で崩れた箇所に対して私のほうで少し県のほうと調整していますので、その状況をちょっとお話させていただきたいと思っております。

先ほど土地所有者の方に対策をお願いするのが基本だということでは変わりございませんけれども、一方でがけ崩れの対策工事については多額の費用が必要な場合が多くて、所有者がすぐに行くことは難しいということも考えられます。そこで急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律ということで、先ほど大川課長からありました急傾斜地法という俗称で呼んでおるんですけども、こちらでは急傾斜地崩壊危険区域というものを定めまして、その土地の所有者などは急傾斜地の崩

壊が生じないように努めなければならないということが規定されておりますが、その対策工事を行うことが困難な場合には、都道府県が工事を実施することがこの法律で規定されております。この法律の規定により、茨城県が工事を実施する場合、まず急傾斜地崩壊危険箇所という、またちょっと法律の別な区域を指定する必要がございます。この指定には、がけの角度であったり、実際、被害が起きた時の被害人家の数など、一定の要件が定められておまして、現在、その要件に合致するかどうかというところを6月の豪雨により被災したがけ崩れの箇所を中心に、今、県と協議を進めております。この基準に合致することになればですね、対策費用の10%、町の負担というのは出てきてしまうんですけども、県のほうで工事を実施していただけるように要望を町のほうから続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、どうでしょう。補正全部です。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、13ページの児童福祉総務費なんですが、先ほど國井町長のほうからも説明をいただきました委託料353万1,000円ですね、この支援事業計画の内容。先ほどの条例変更、特定地域型保育の方針に鑑みてのものなのか、または、その全体像としてどのような委託になっているのか、内容をちょっとお尋ねしたいのが1点ですね。

もう一つは、3点全部言っちゃいますね。先ほど救急医療の、ページでいうと14ページですね。救急医療の二次病院運営費補助金ということで、他町村の内訳をちょっと教えていただき、内訳って金額ではないんですけども、どのようになっているか、その全体像をちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。

もう一つなんですが、10ページ、委託料のなかに、先日、全協のなかで質問をいたしましたプロモーション事業委託料、結構な金額なんで、もう少しかいつまんでお尋ねをしたいと思いますけども、具体的に、先日ポスティングの話がこのぐらいだった金額ありましたが、東京23区がうんぬんかんぬんでしたけども、あの金額ではもう全然、その辺のちょっとぐるっと回ったら終わっちゃうぐらいの費用だったんですね。そこを何故ああいう形になっているのかと、このプロモーション事業の委託そのものが、どういうことを前提として、説明をいただきましたけども、さらにこの場でお尋ねしたいのは、どのような目的があって、これだけの金額が出るのか。さらに、委託先はどのような形で選んで、どのようになっているのか、ここの3点お尋ねをしたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員からもありましたように、この計画策定に関してですけれども、こちらまさに先ほどの条例改正でもございましたように、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴いまして、市町村に対しまして計画策定が求められたものとなってございます。

まず、1期分としまして大洗町では平成27年から平成31年、令和元年までの計画のほうを策定をしたところがございます。現在が2期目の計画の途中ということで、こちらが令和2年から令和6年

度までの計画となつてございます。

今回提案させていただいたものは、令和7年から11年度にかけての計画に向けての、現在、ニーズ調査のほうを9月の補正予算のなかでお認めをいただいて、対応していたところでございますけれども、町長からの説明にもありましたように、こちらの業務を、一体の業務でございますので、そこを一体的に対応したほうが期間、また、金額の面で合理的であるというところと、また、他市町村の今の取り組み状況がいろいろ見えてきたなかで、いくつか他市町村の状況を確認させていただいたなかで、やはり予算のほうを追加をして一体的に対応するということが見られるような状況もございましたので、今回こういう形で提案をさせていただきました。以上です。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） では、坂本議員の2番目の質問であります茨城県の二次救急医療圏の概略の説明をさせていただきたいと思います。

まず、茨城県のなかで二次救急医療圏といたしまして、茨城県に11のエリアに分かれてございます。そのなかの一つが今回私たちが属しております水戸地域の医療圏ということで、11の市町村がそちらのなかに参加してございます。具体的に言いますと、水戸市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町ですね、のエリア、かなり広い、一番広い大きなエリアなんですけれども、そちらのなかで11市町村のほうで市町村会議というのを開いてございまして、そのなかで圏域内に18の救急医療二次病院がございまして、その18ある病院のなかで水戸の医療センターと県立中央病院と茨城東病院の国公立病院を抜かした15の医療機関に対して救急医療の助成という形でお金を出している会議ということになります。

○議長（飯田英樹君） 秘書広報課長 小沼敏夫君。

○秘書広報課長（小沼敏夫君） ただいまの坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、ポスティングの内訳のほうですね、確かに80万円ですと、1回のポスティングで大体40万円ぐらいかけて、2回やりましょうということで内訳は作らせていただいたんですが、これは試行というかお試しですので、そんなに数多くの戸数を見込んではおりません。ある地区のほうにポスティングをしてみて、効果のほうがあればそれ以降のほうも続けていきたいと思います、新年度につなげていきたいと思いますという形ですので、そういう内訳のほうになってございます。

また、目的のほうはですね、まず大洗町のほう、どういう町か知っていただこうと。あついで町だなというのを知っていただいて、そのイメージアップの上でいろいろなものを入れ込んでいきたいと思いますということになります。今までは観光課とかですね農林水産課とか秘書広報課もそうなんです、まちづくり推進課のほうも、ばらばらにプロモーションのほうを行っていたということで、それを一括してプロモーションしましょうと。イメージアップの上で、さらに言ってしまうと、最終的な果実ですね、これわかりやすく言いますと、例えばふるさと納税額が上がるとかですね、観光客の入り込み数が上がるとか、そういうものにつなげていくというような全体像を持ってございます。

また、委託先のほうですね、こちらのほうはですね、今まで例えばふるさと納税とかバナー広告

とかは非常に優れたものを持っておりますので、そういう同じようなルートを使いまして、広報の内容を変えて周知させていただくという形になります。内訳のなかで300万円ほど使いまして、大洗のPRの動画とかですね、そういうものも作らせていただいて、そちらのほうにつなげていくと。例えばホームページ上でバナーが出てきて、そこをクリックすると大洗町のそういう動画とかですね、いろんな特産品のおいしそうなお写真が出てくるとかですね、そういうものを仕込んでいくという形になってございますので、大体大洗町のほうが今まで既存に契約していたような業者との委託関係になるかと思えます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。まず、病院のほう、ちょっと簡単に、確認だけでしたので、18病院で、ほぼ、PTAでいうと中央地区辺りがほぼ同じ地区ぐらいですね。そこが入るのかなという感じですけど。これは、私は今、単純に思ったのは、本当に近隣だけでやってらっしゃるその地域のかなというふうに思ったものですから、いわゆる広域の水戸中心県内というんでしょうかね、そういう形で了解はさせていただきました。

ただ、公立病院は除くということになっておりましたけども、その公立病院の救急搬送って比較的多いと思うんですね。その辺のバランスというのはどうなっているのかは、答弁いいですから、ちょっと私の意見として述べさせていただきだけで結構ですので、大体は概ね、どういう地域なのかということがわかりましたので、それで結構であります。

次にですね、児童福祉の先ほどの350万円ほどの金額なんですけども、これが7年から11年の計画、今回この計画というのが、一般質問のほうでもちょっと触れると思いますけども、人口減少とか子育て世代の減少から子どもそのものの出生率の減少、ここにどのぐらい切り込んで本気になっていくかということが計画に多分盛り込まなければいけないんだろうと思うんですね。そこはどのぐらいになって、どういう形になっているのか。さらに考えなければいけないのは、民間が今、民間といっても認可保育ですけども、やってるところと、公立が今、一つあります。これはその公立保育所は、いわゆる交付税対象にならないということで、第二保育所と第一保育所の一つを民間とか社協のほうに移行したと。これはその交付税措置になるということが前提だったわけですね。官の直営では交付税措置にならないという形が、指針が出ての決定だったわけですけども、しかし、そういう流れのなかで、やはりもう多分交付税に算入されていないはずなんです。そうなった時に、今後、子どもさん方がどんどん減っていつている現状、どのようにこの計画に盛り込んでいくのか、そこをお尋ねしたいと。まずいいですよ、ここだけで。まずその2回目の質問をいたします。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君

○こども課長（佐藤邦夫君） 坂本議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

次回のこの計画策定でございますけれども、每期同じような形ではあるんですけども、その目的というものが、やはり地域の保育のニーズの受け皿としてどのぐらい量が確保されているかというのが、なかに一つ大きなものとしてございます。

そういったなかで、まさに少子化のなかでそういったものも形をいろいろ変えていかなければならないということは十分認識をしているところでございますので、次期のこの計画に向けてのアンケート調査のなかにも、そういった項目などもどういう形で設定していくかというところ、非常にそこはポイントとなっているというところもございまして、そういったところにもちょっと時間をかけていかなければならないという思いもありまして、なかなかそれは単年度のなかでというところが難しいということもありまして、今回、繰り越しのほうを併せてさせていただいた上で、一体的に今年度と来年度という形で再来年に向けた計画のほうを策定をしていきたいというふうに考えております。

また、今後の民間の保育園と、あと公立の保育所の在り方というところにつきましては、現在、庁舎のなかでの施設の検討委員会のほうでもいろいろ検討のほうを進めているところではございます。

また、子どもの数が減ってはきてはいるという現実があるんですけども、国のほうからもいろいろ異次元の少子化対策というところもございまして、そういったなかで保育のメニューのほうをいろいろ充実をさせていくというところが、なかにポイントとしてございまして、例えば障害児保育、そういったところの受け皿というところで、どのような枠を確保していくのかとか、そういったところがやはり今後の計画のなかでもいろいろ重要なところになってくると思いますので、やはりそういったところを、例えばモデルケースとして公立の保育所の在り方というところと、どのような形でリンクさせていくのかというような考え方もなかにはあろうかと思っておりますので、そういったところは幅広くご意見をちょうだいしながら進めていかなければならないと思ってございます。そういったところも含めまして、ニーズ調査のほうも中身のあるものに、この年度の計画、次回の計画に向けては、そういった形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。ほぼ私が言わんとしている内容は、多分共通認識なんだろうと思います。

もう一つだけお尋ねしたいのはですね、こういう形になってどんどんこの策定して、計画ができますけども、その計画をする時の前提条件、ここをまずどこまでその子どもさん方が出生率が下がって、しっかりとした数字を、実数値を出してやってやるのか。昔の話になります。多分保健事業とかものの、こういった5年ごとの計画がありましたよね。大体そこに基礎計画の基礎数字として、人口の最初の大洗町民の人口が出てくるわけですよ。当時はもう2万人切ろうという時期の昔の話になりますけど、もう常に2万7,000だとか2万6,000を目指すとか、減ってきているにもかかわらず、増加したようなもう前提条件の人数設定で高齢化率の比率を下げ、そこで作られたものが結構昔はありました。その時よく私は指摘はしたんですけども、もう実数値を基にしっかりと、足が地に着いた計画にしないと、私は何のための計画かなというのを本当に感じておりました。ですから、今回、子どもさん方の数というものが50人弱になってきてて、そのなかでしっ

かりとした計画を立てていただきたい、これは要望というか、また、一般質問のほうでもやりますので、これ以上は突っ込みませんが、そういう思いをここで伝えさせていただきたいと思います。

さらに、秘書広報課のほうに戻ります。戻るといふか入りたいと思います。

300万がそのPRで、画像処理、画像的なものを作るという話から、いろんなそのイメージアップやプロモーションや広報とかいろんな形をすると。ポスティングは40万の掛ける2つて、やってもやらなくても一緒じゃないかなって、テストングという言い方されてましたけども、これが一体どういう効果を生むことを前提にしてこういうことが計画されたのかっていうのはあると思うんですね。それとあわせて、いわゆる官、行政というものが国・県・市町村で集まった税金を、どういう形で効率的に使って、その使った税が還流をして、いわゆる町が潤っていく、県が潤っていく、国が良くなっていくという、そういうもともとの経済理論が基本的にあるはずなんですね。そうしますと、今回のこの5,000万って結構な金額だと思うんですよ。ふるさと納税がどんどん増えておりますから、そこに起因するものだけということなので反対ではありませんから安心していただきたいんですけども、そのなかでやはり5,000万という金額を投下する。この投下先が町に還流をしないという金額だろうと思うんですね。これが何らかの形で観光行政に跳ね返ってくる。ふるさと納税のほうに跳ね返ってくる。こういうところの見込みというのは、どのぐらいの今、見込みを考えられているのか。

もう一つなんですけども、今、ふるさと納税っていうのは、もうその地域で作っているものじゃないと駄目ですよと、この間、私がふるさと納税をやった先から連絡がきまして、産地偽造でしたという連絡がきました。多分これからそういったものがいろいろあるんだろうなというふうに思いますけども、そういうものを考えた時に、ふるさと納税のなかにこのプロモーション事業が組み込んだような言い方をこの間、町長されてました、一部。将来的にということが。これは、そのふるさと納税の経費として考えるということが前提にあるのかどうか、そこもお尋ねしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 秘書広報課長 小沼敏夫君。

○秘書広報課長（小沼敏夫君） ただいまの坂本議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

まず、経済的効果のほうですね、こちらは一応計算しております、ディスプレイバナー広告というもので、この間の全協のほうでもご説明申し上げた4,500万円という大きな金額を使うものなんですけども、そちらのほうを例えばクリックしていただくと、45万クリックという形で単価が100円ということで4,500万というような金額を積み上げたものですが、そのなかで、例えばですね4,500人の方に2万円ずつ寄附していただきますと9,000万、これは1%の方がふるさと納税までつながって寄附をしていただいた場合の金額ですね。さらに2%、3%と積み上げていきますと、3%の場合は約2億7,000万ぐらい、ふるさと納税の最終的にですよ、これは直接的な、先ほど坂本議員がおっしゃった経費ではなくて、イメージアップに基づいているいろんなことをやっていった結果でふるさと納税のほうにもつながってというような積算で、一番効果があった場合で2億7,000万とい



うような試算をあわせてしております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） はい、わかりました。ありがとうございます。大まかにほぼ理解をさせていただきます。取りあえず今回やって、これは単年度でやっていくのか、継続事業として今後もやっていくのか。先ほど私が最後の質問なつたところに、ふるさと納税の経費としてカウントするのかわかっていう、財源はその他になってますから、多分そこからなんだろうと思いますが、そこはどのようなふうになっているのか。

もう一つ、3回ですよ、もうね。ですから、3回目なんで、もう一つだけ。45万クリックすると4,500万になる。これはクリックが少なかった場合。これは前渡しとして4,500万全部渡してしまふのか、クリック数に合わせて、後にお支払いするのか、ここだけ答弁いただいて3回目の質問として終わります。

○議長（飯田英樹君） 秘書広報課長 小沼敏夫君。

○秘書広報課長（小沼敏夫君） ただいまの坂本議員のご質問のほうにお答えしたいと思います。

今年度だけではなくてですね、来年度、新年度予算にも、あわせて同じような事業として計上させていただくというような予定になってございます。

あとですね、45万クリックありきかというようなお話なんですが、多分金額のほうはこの金額のほうで契約をする時にですね、契約をすると思うんですが、これ以上を目指すというようなスタンスでやってまいりますので、クリック数が少なくてもこの金額は支出するということになるかと思えます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） すいません、ちょっと最初の説明と、やはりちょっとずれが出ましたので、結果的にはそのワンクリックの金額掛ける予定金額で、この4,500になるという話が最初だったわけですよ。今のお話ですと、4,500万ありきと。で、クリック数はそこに合ったものを後から結果としてくる、説明がくるだけですよ、そうなりますとね。その辺は、当初からやっぱりしっかりとその辺の説明はしておかないと、後々この差って大きい違いですよ。ワンクリック幾らって最初言ってるわけですから。そうすると全然違うじゃないですか。その辺はしっかりと答弁のほうはしていただきたいと要望して終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第67号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、原案のとおり決

しました。

---

◎議案第68号ないし議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第68号 令和5年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第69号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第70号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第71号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第72号 令和5年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第68号から議案第72号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。21ページをご覧ください。

議案第68号 令和5年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を19億165万1,000円とするものでございます。

次に、25ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款総務費一般管理費の報酬、給料、職員手当等および共済費につきましては、一般会計と同じく、人件費の制度改正による増減調整等でございます。

委託料につきましては、国民健康保険税の制度改正へ対応するためのシステム改修費といたしまして、132万円を追加計上するものでございます。

23ページへお戻り願います。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これら歳出を賄う財源といたしましては、県支出金を132万円追加、繰入金を329万9,000円減額し、歳入歳出それぞれ197万9,000円を減額するものでございます。

続きまして29ページをご覧ください。

議案第69号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億1,667万1,000円とするものでございます。

31ページをご覧ください。

下段の歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款総務費の人件費につきましては、一般会計と同じく、人件費の制度改正による調整により82万円を追加計上するものでございます。

上段の歳入をご覧ください。

これら歳出を賄う財源といたしまして、一般会計からの繰入金82万円を追加補正するものでございます。

次に、33ページをご覧ください。

議案第70号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を3,245万2,000円とするものであります。

35ページをご覧ください。

下段の歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款墓地費墓地管理費の工事請負費につきまして、当初予算にて町営公園墓地内にトイレを設置するための工事請負費を計上してございましたが、今般の社会情勢の変化により、人件費および建築資材が高騰し、当初予算額に不足が生じるため600万円を追加計上するものでございます。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、基金繰入金600万円を追加補正するものでございます。

次に、37ページをご覧ください。

議案第71号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入および支出について、収入の水道事業収益を21万6,000円減額し、補正後の予定額を6億7,475万9,000円とするものであります。

また、支出の水道事業費用の予定額を63万8,000円減額し、補正後の予定額を6億4,821万2,000円とするものであります。

また、資本的収入および支出につきましては、収入の資本的収入につきまして14万円追加し、補正後の予定額を1億9,033万8,000円とするものであります。

支出の資本的支出につきましては、246万9,000円追加し、補正後の予定額を2億9,555万1,000円とするものであります。

38ページをご覧ください。

収益的収入支出および資本的収入支出ともに、一般会計と同じく、人件費の制度改正による増減調整によるものでございます。

続きまして41ページをご覧ください。

議案第72号 令和5年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出について、下水道事業費用の予定額を127万6,000円減額し、補正後の予定額を4億6,702万円とするものであります。

また、資本的支出の予定額につきましては、31万3,000円追加し、補正後の予定額を3億7,050万9,000円とするものであります。

42ページをご覧ください。

収益的支出および資本的支出ともに、一般会計と同じく、人件費の制度改正による増減調整によ

るものでございます。

以上、議案第68号から議案第72号までの提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第68号 令和5年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第68号 令和5年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第69号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第69号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第70号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） お尋ねをします。当初予算八百数十万だったんだけど、600万プラスということで1,436万か、これ、町民のための使い勝手が良くなるような方策だと思いますけども、できた後の管理、管理はどこに任せますか。せつかくトイレ作りました。いやあ行ったら汚ねえよと、そう言われたいような管理をしていただきたいということなので、行政できっとやらないと思うんで、どっかに委託すると思いますけども、その点の考えは持ってらっしゃいますか。すいません。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員のご質問にお答えいたします。

トイレの管理ということでございますが、委託する予定でございまして、業者のほうはこれから

決めることとなりますが、週ですら5回か6回程度の清掃ということで考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。斎場のね、なかのねトイレが非常にね、古いからなんでしょうけども、非常に汚れが目立ってね、非常に汚いということなので、今度、表なのでね、きちんと管理をしていただかないと、町民が行って、何だよ、使えなく、一千何百万もかけてできたんだけども、いや非常に汚いというようなことがないようなこれからの管理をしていただきたいなと思いますし、常にやっていただければよろしいかなと思いますし、お墓自体が3,000ぐらいありますので、行く方はきっとね毎週行ってる方もいると思うんだ。そのなかで苦情がこないような方策をとっていただきたいなと。いや、作っていただいて非常に使い勝手が良くてきれいだなということで、これ議員からの要望なので、その点もきちんとやっていただかないと、町民の方にね文句を言われぬような形を課長、これから作りました、何だよ使い勝手が悪いな、汚れてますよと言われぬようなことをお願いしたいなと思います。近いところにきっと頼むと思いますけども、その点は十分に管理をしていただけるような体制をとっていただきたいなと思いますけども、答弁があればお願いしたいなと。なければよろしいです。

○議長（飯田英樹君） 勝村議員、これ今、広報の話ですから、補正。

はい、12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 600万の追加ということで、土地抜きの一軒家に相当するぐらいになっちゃったということでありまして、今回のこの補正については非常に興味を引いているんですよ。社会情勢の変化によって人件費、建築資材が高騰したというふうになってますが、これ3月に予算として決められてね、8カ月経っちゃったと。8カ月経って、今この時点、あと年間4カ月残して補正を組んじゃってね、この間に一体何があったのかということが一つあるんですよ。まずその不足額が生じたという人件費、あと建築資材、これ、割合がどういうふうな割合になっているのか伺います。まずこのことをまず伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員のご質問にお答えいたします。

予算のですね、当初の積算はですね、去年の今頃に大体見積りを取ってやってるんですけども、建築の担当のほうともですね、アドバイスもらいながらやっておりまして、人件費のほうですけども3割から4割程度上がっているということで聞いております。

またですね、そこで補正が必要ということになりまして、実際打ち合わせをしていくなかでですね、今後のメンテナンス費用とかですねそういうものを考えた時にですね、最初はユニット工法というものを採用しておったんですけども、在来工のほうが見たらば経費はかからないというようなアドバイスもりましたので、それで600万円の補正となったということでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 人件費が3割から4割増えちゃったと。去年の今頃に設計したということ

であります、労務単価が変更する可能性があるといいますかね、それはもし可能性があるとするれば、十分に専門家ですからわかると思うんですよね。どこでこの単価が上がったのかね、どういう事情で上がったのかということが非常に疑問なんですけども、資材は上がるっていうことはね、有り得ますけれども、この決められた労務単価がどういうふうになったのか、そして、今の説明を聞いておきますと、どうもこの変更は設計された方が改めて提案されたというふうに聞いていて感じたんですが、そういうことなんでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

予算のですね積算は昨年で、設計は今年に入ってやり始めたということです。そのなかで、このような、先ほどから説明しているように社会情勢で人件費とか資材の高騰により、補正が必要となったということでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 工法の変更は。

○生活環境課長（大川文男君） 工法の変更につきましても、設計は今年から始まりましたので、その打ち合わせをしていくなかで変更させていただきました。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） いずれもね、設計者かな、そこが自ら作っておいて、途中からこのほうがいいよと、もともとそんなことしなくて、ユニット工法でやれば830万ぐらいでできたのに、こっちがいい、これ、設計者としてはどうかなと思ってしまうんですよね。非常に問題があるんじゃないかなというふうに思って、それで良くなればいいんですけどね、非常にした感じがどうしても拭えない。自ら作っておいて、他者がね、それよりこっちがいいよというんならば、これはわかる気がするんですけども、自分で作っておいてこっちがいいなんて、それで600万も上がるんですよ。こんなやり方がいいのかどうか。今回の補正することによってですね、非常に大きな補正だと思うんですよ。600万というのは、この工事金額からしたらね。こういうことが今回のこの補正によって、今後、教訓とすべきようなことはなかったですか、どんなことが教訓として残ったのか最後に伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員の再度のご質問にお答えいたします。

議員のほうでですね、同じ方でということではありますけども、あくまでも予算積算時と設計の方は別でございますので、予算積算時はあくまで予算積算用の見積りをもって、それでやったわけでございますけど、その後に設計のほうは見積り合わせ等を行いまして設計者を決めて、そこで進めていったわけでございます。確かに補正となったというのはですね、見積りが甘かったと言われればそういう部分もないとは言えませんが、今後ですね注意してやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、どうでしょう。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第70号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第70号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第71号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第71号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第71号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第72号 令和5年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第72号 令和5年度大洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第72号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第5、議案第73号 4国補道改5-1-14号橋梁修繕工事請負契約の変更に  
ついて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第73号 4国補道改5-1-14号橋梁修繕工事請負契約の変更について提案

理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和5年6月12日に議決を得て現在工事を進めております4国補道改第5-1-14号橋梁修繕工事の請負変更契約を締結するものでございます。

変更の内容につきましては、完全週休2日制促進工事の実施に伴い、人件費や諸経費の増額等が生じたため、当初、愛功建設株式会社と8,580万円の請負契約を締結した契約額に41万8,000円増額した8,621万8,000円に変更するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第73号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第73号 4国補道改第5-1-14号橋梁修繕工事請負契約の変更について質疑を行います。10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 補正予算ということで40数万円上がりしましたが、そうではなくて、完全週休2日制ということで土日お休みということで、工期のほうは大丈夫なんですか。これ予算通った時には週休2日制になってなかったよね。これから国のほうの指針で2日制にしろということで各事業所、大洗のいろんな事業所も2日制を取り始めましたけども、そこら辺で工期のほうのあれは、課長、大丈夫なんですか。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

この完全週休2日制、土日をお休みにするという制度でして、当初の工期の設定においてもですね、労働基準法で定められております休暇の日数というのは想定されてます。例えば建設現場ですと、日曜日だけ現場動いている間はお休みにして、後に現場が落ち着いた時にお休みを取るとか、そういった工夫をされながら全体的な休暇を確保しながら建設業界のほうもやっておったのですけれども、やはりこれから若い方々の働き方とか担い手、あとは働き方改革なんかも考えますと、やっぱり土日お休みにすることが大事だろうということで、今回そういった制度でございます。ですので、全体的なお休みは当初から見込んでおりますので、工期は想定どおりで行っております。

なお、現在の進捗状況から申しますと、年末年始には通行止めは解除できるような状態で今、工事は進捗しております。以上でございます。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 岡村課長、ありがとうございます。よくわかりましたので、いろんな部分でね、土木関係、そういうところに人が行かないというような不具合もきっと生じてますので、週休2日制、土日お休みはしょうがないかなと思ってますし、あるところによると真ん中も、水曜日も休みを入れるという感じで今、企業さん頑張ってますけども、ということは週休3日になる可能性もありますし、そうすると休みがきっと増えると思いますけども、いろんな部分でね、大変な企



業もあると思いますけども、今後とも工期が遅れないような形でお願いしたいなと思ってます。幹線道路でありますから、非常に車の通りも激しいし、早急に、年末がきますのでやっていただければということで、岡村課長、すいません、ありがとうございます。今後とも宜しくお願いしたいと思います。終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第73号 4国補道改第5-1-14号橋梁修繕工事請負契約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第6、同意第5号 大洗町農業委員会委員の任命について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第5号 大洗町農業委員会委員の任命についてにつきまして提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、深作勝久氏を農業委員に任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和6年1月1日から令和7年3月31日までとなっております。

以上、同意第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、ご同意のほど宜しくお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより同意第5号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第5号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決しました。

---

◎選挙第7号の上程

○議長（飯田英樹君） 日程第7、選挙第7号 大洗町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

大洗町選挙管理委員会委員の選挙については、地方自治法第182条第1項および同第2項の規定により、選挙管理委員会委員4名および同補充員4名を選出します。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推薦として議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦として議長が指名することに決しました。

指名いたします。選挙管理委員会委員に、加部東肇君、清宮洋一君、滝本晴男君、加部東卓也君、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました4名の方を大洗町選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名の方が大洗町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名いたします。

第1順位、小野瀬直之君、第2順位、永山則子君、第3順位、吉田正崑君、第4順位、宮部理佳君、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名の方が、順位のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

---

◎寄附の受入れについて

○議長（飯田英樹君） 日程第8、寄附の受入れについて報告を求めます。

〔「ちよっと休憩お願いできますか。」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） はい、じゃあちよっと休憩します。

（午後0時02分）

---

○議長（飯田英樹君） 再開いたします。

（午後0時03分）

---

○議長（飯田英樹君） ただいま、資料の差し替えがございましたので、これを認めます。

日程第8、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 大変失礼いたしました。以後、このようなことがなきように注意してしっかり進めてまいりたいと思います。

企業版ふるさと納税が2件、一般のご寄附が2件と、有り難いご寄附計4件ございましたので報告をさせていただきます。

まず、企業版ふるさと納税、水戸市の株式会社開発計画研究所 代表取締役 井上 忍さんから一金50万円を海の街大洗創生推進プロジェクトの一助として使っていただきたいというような、有り難いご寄附を頂戴いたしました。

さらに、企業版ふるさと納税として、やはり笠間市の福田にお住まいの有限会社茨城環境開発 代表取締役 畑岡 進さんより、やはり50万円、同じように大洗創生推進プロジェクトの一助として使っていただきたいというような、有り難いご寄附を頂戴しました。

また、匿名によりますご寄附であります。20万円、これも町の振興発展の一助として使ってくださいということでもあります。

また、水戸市南町の明治安田生命保険相互株式会社水戸支社 支社長 中平泰弘さんから、一金70万5,000円、これも町の振興発展に役立てていただきたいと、これはセールスレディ並びに社員の皆さんからのご寄附を集めて、それぞれのどの自治体に寄附していただきたい、そういう意志をもって皆さん方の結集したそういうご寄附でありますので、それぞれご寄附者の皆さん方の意に沿うような、そういうしっかり思いを胸に、しっかりと町政運営進めさせていただくための財源として活用させていただきたいと思います。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 以上で寄附受入れの報告は終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は12月4日午前9時30分から、3名の議員による町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。  
各位大変ご苦労様でした。

散会 午後0時06分